

西武学園文理中学校学則（抜粋）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、西武学園文理中学校という。

（位置）

第3条 本校は、埼玉県狭山市大字柏原新田字下河原311番地1に置く。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

（修業年限）

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

（休業日、臨時授業及び臨時休業日）

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
- (2) 創立記念日 6月24日
- (3) 日曜日及び第2土曜日
- (4) 春季休業日 4月1日から4月6日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (8) 埼玉県民の日 11月14日
- (9) その他校長の定める臨時休業日

- 2 教育上必要があり、かつ、止むを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常天災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 小学校を卒業した者
- (2) 前項に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における6年の課程を修了した者
- (4) 本校において、小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

第10条 転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

- 2 編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考のうえ校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学志願書とその他の書類に入学受験料を添えて願出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに保護者と連署した誓約書その他の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取消すことがある。

(転学)

第14条 生徒が、他の中学校へ転学しようとするときは、本校所定の書類にその事由を明記し、保護者と連署のうえ、願出で許可を受けなければならない。

- 2 他の中学校から、本校に転入学を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考のうえ転入学を許可することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、本校所定の書類にその事由を明記し、保護者と連署のうえ、願出で許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条又は前条の規定により転学又は退学を許可された者が再入学を願い出たときは、これを許可することがある。

(欠席)

第17条 生徒が病気その他止むを得ない事由により欠席するときは、保護者はその事由を明記し届け出なければならない。

(休学)

第18条 生徒が、病気その他止むを得ない事由により2ヶ月以上出席することができないときは、休学願にその事由を明記し、必要書類を添え、保護者と連署のうえ、願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第19条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、復学願にその事由を明記し、必要書類を添えて、保護者と連署のうえ、願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第20条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その保護者に対してその生徒の出席停止を命ずることがある。

2 生徒が性行不良であって、他の生徒の教育に妨げとなると認めるときは、その保護者に対して、その生徒の出席停止を命ずることがある。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業等

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動により編成し、その教科及び授業時数は、別表(1)のとおりとする。

(学習評価)

第22条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において校長が認定する。

(卒業)

第23条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、校長は卒業証書を授与する。

(原級留置)

第24条 生徒が長期休学その他の事由で進級させることが適当でないとき、原学年に留め置くことがある。

第6章 保護者及び保証人

(保護者)

第25条 保護者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 生徒の親権者、親権者がいないときは未成年者後見人
- (2) 生徒の監護権者その他学校が保護者として適当であると認めた者

2 保護者は、生徒の生活と教育に関し責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

3 保護者は、生徒と連帯して、在学契約に基づく債務その他の学校生活における生徒の債務を負担する。

(保証人)

第26条 保護者は、学校が保証人を立てることを求めた場合は、独立の生計を営む成年者で、学校が保証人として適当であると認めた者1人を、保証人として立てなければならない。

2 保証人は、前条第3項の生徒の債務を、別に定める極度額の範囲において、連帯保証する。

(保護者又は保証人に係る事項の変更)

第27条 保護者又は保証人は、転籍、転居又は氏名変更したとき、その他の一身上の変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

2 前項の変更が死亡、失踪、後見開始の審判、破産等に関わるものであるときは、改めて保護者又は保証人となる者を定めなければならない。

3 保護者又は保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。

4 第1項の規定は、生徒にこれを準用する。

第9章 賞 罰

(褒 賞)

第33条 生徒がその成績、性行とも優れ他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲 戒)

第34条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 雑 則

(雑 則)

第35条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。